

信貴生駒スカイライン供用約款新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

現 行	改 正
<p>(供用の拒絶)</p> <p>第10条 当社は、次の場合は自動車道の供用を拒絶する。</p> <p>(1) 自動車道の使用が法令又は保安上の供用制限の規定に違反する場合</p> <p>(2) 自動車道の使用が他の自動車の通行に著しく支障をおよぼすおそれがある場合</p> <p>(3) 自動車の使用が公の秩序又は善良の風俗に反する場合</p> <p>(4) <u>国又は地方公共団体若しくはこれらに準ずる団体の主催する特別な各種催し物の場として使用するため一時閉鎖する場合</u></p> <p>(5) 天災その他やむを得ない理由により自動車の通行に支障がある場合</p> <p>2 当社は、使用者が前条若しくは第13条の規定に違反した場合又は自動車の使用が前項第1号から第3号までのいずれかに該当することとなった場合、若しくは前項第4号及び第5号の事態が発生した場合は、使用者に自動車道からの退去を求めることができる。</p>	<p>(供用の拒絶)</p> <p>第10条 当社は、次の場合は自動車道の供用を拒絶する。</p> <p>(1) 自動車道の使用が法令又は保安上の供用制限の規定に違反する場合</p> <p>(2) 自動車道の使用が他の自動車の通行に著しく支障をおよぼすおそれがある場合</p> <p>(3) 自動車の使用が公の秩序又は善良の風俗に反する場合</p> <p>(4) <u>国又は地方公共団体若しくはこれらに準ずる団体及び当社が地域振興に資すると判断する団体の主催する特別な各種催し物の場として使用するため一時閉鎖する場合</u></p> <p>(5) 天災その他やむを得ない理由により自動車の通行に支障がある場合</p> <p>2 当社は、使用者が前条若しくは第13条の規定に違反した場合又は自動車の使用が前項第1号から第3号までのいずれかに該当することとなった場合、若しくは前項第4号及び第5号の事態が発生した場合は、使用者に自動車道からの退去を求めることができる。</p>